

さらなる少人数学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

少人数学級の推進については、令和3年4月1日施行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」により、本年度から5年計画で小学校の35人学級が実現することになり、一定の前進が図られたものの、依然として中学校は40人学級のままであることなどから、附帯決議によりさらなる改善が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症を発端とした「新たな生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級のさらなる推進が必要です。

コロナ禍においても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けていますが、新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積し、全ての子どもたちに個別最適な学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級の推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

よって、国におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、さらなる少人数学級の推進と教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げるこ。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月23日